

平成24年5月11日

大阪税関業務部

関係各位

仕入書等の通関関係書類を税関に提出しない場合の保存について

平素より税関行政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年7月1日より、NACCSを利用して行う輸出入申告であって区分1とされるものに係る仕入書等の通関関係書類については、その提出を原則省略することとしています。

これに伴い、税関に提出しないこととなる通関関係書類については、関税法の規定に基づき、輸入にあつては5年間又は7年間、輸出にあつては5年間、輸出入者がこれを保存しなければならないこととなります。

輸出入者の皆さまにおかれましては、税関に提出しないこととなる通関関係書類の適切な保存にご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、これら通関関係書類の保存については、輸出入者から輸出入者以外の第三者にその保存を委託することも可能です。

なお、区分1に係る通関関係書類の提出省略、保存の詳細に関しては、今後、説明会等の開催を予定しています。

敬白